

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号の事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

(種別)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に賛助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第5条 正会員並びに賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員

- ①宗教活動や政治活動を主たる目的として入会するものでないこと
- ②特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的として入会するものでないこと
- ③暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある個人及び団体でないこと

(2) 賛助会員

- ①宗教活動や政治活動を主たる目的として入会するものでないこと
- ②特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的として入会するものでないこと
- ③暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある個人及び団体でないこと

2 正会員並びに賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第6条 賛助会員は、總會において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 正会員並びに賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員

- ①退会届の提出をしたとき。
- ②本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- ③除名されたとき。

(2) 賛助会員

- ①退会届の提出をしたとき。
- ②本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- ③継続して2年以上会費を滞納したとき
- ④除名されたとき。

(退会)

第8条 正会員並びに賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。